

どうなる？ マイナンバー制度

平成 27 年 10 月からマイナンバーの通知が始まります。なんとなくニュースなどで聞いたことはあるけど、実際私たちの生活や仕事に関係あるの？と思っている方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。今回はそんなマイナンバー制度についてのお話です。



1. 概要

マイナンバーは国民に 1 つずつ与えられる 12 ケタの番号で、平成 28 年 1 月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きに限り使用されます。ところが、先日衆議院本会議で「改正マイナンバー法」が成立したため、平成 30 年から預金口座もマイナンバー制度の対象となり、平成 33 年以降は強制的に適用される見通しとなりました。「マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です」と国はアピールしています。確かに、情報が一元化されることで、行政手続き時の添付書類が不要になったり、引越し時の面倒な手続きが簡素化したり、生活保護の不正受給を防ぐことができたりとメリットはありますが、個人情報の管理方法・使われる場面など課題も多そうです。

2. 副業がばれる？！

とある記事に、マイナンバー制度が始まると会社に内緒でホステスをされている OL さんが会社にばれてしまうのではないかと戦々恐々としている、と載っていました。例えば、昼間は OL として、仕事が終わると夜の蝶として働いていたワガメは、ホステス収入を含めて確定申告をしていなかったとします。お店から提出される支払調書だけでは本人を特定するのが難しい面もあり、これまで税務署もあまり積極的に動いていませんでした。しかしマイナンバー制度が導入されると、支払調書にマイナンバーが記入されるため、簡単にワガメと特定され、確定申告をしていないことが税務署にバレる他、合算された所得に対して課税される住民税が会社に通知されるため OL として働いている会社にもバレることになります。また、次のようなケースも考えられます。複数の会社に勤めているマズオは、一番給料の安い会社でその会社の給料だけを対象にして社会保険に加入していましたが、今後は全ての給料が明らかになってしまうため、正しく給料を合算してそれに見合う高い社会保険料を支払わなければならないことになります。つまり、これまでちょっとズルをしてきた人にとっては具合の悪い制度・・・ということですね。

3. 預金口座にも適用されると・・・

前述の通り預金口座にもマイナンバーが適用され、個人の金融資産が国に把握されてしまう時代になります。日銀が発表した国民が所有している平成 27 年 6 月末の金融資産は 1,717 兆円、うち現金預金は 893 兆円でした。日本の年間税収がおよそ 40~50 兆円ですのでいかに金融資産が多いかがわかります。

(1) 相続税等への影響

これまで、税務署が調査を行う際に各金融機関に照会をし、複数個ある預金の残高や過去の取引履歴をいちいち調査する必要がありましたが、マイナンバーで個人と預金が一対一で紐付けされると容易に捕捉することができるようになります。自宅から遠方で作った口座なども当然把握されます。

(2) 「貯蓄保有税（仮称）」導入の布石？！

改正マイナンバー法の成立は、現在の所得税や相続税とは異なる新税「貯蓄保有税」への布石かも知れません。その真意はいかに？



ダラオ『そのうち何にでもマイナンバーがつく時代になるですっ』